

柏市入札・契約制度の改正状況

年度	改善内容
平成5年度	柏市建設工事等指名業者選定基準の制定
	建設工事共同企業体結成方式（自主結成）の導入
	意向確認型指名競争入札の試行開始(対象5000万円以上2億円未満の工事)
	制限付き一般競争入札の試行開始(対象2億円以上の工事)
	一般競争及び指名競争入札会場の公開
平成6年度	談合情報対応マニュアルの策定
	柏市建設工事請負業者等指名停止要綱を改正し、不正行為制裁措置の強化を行う。
平成7年度	柏市建設工事等指名業者選定基準を見直し、より具体的な運用基準を追加し、併せて特定建設工事共同企業体取扱基準とともに公表
	入札回数の短縮(入札及び見積り合わせとも2回とし、施行令第167条の2第1項第6号による随意契約は原則として行わない)
	入札経過及び結果の公表（前年度分を翌年度に一括公表）
	見積り期間の見直し（法定見積り期間から土、日曜日、祝祭日及び年末年始を除く）
	入札参加資格審査の見直し（平成7年度申請受付から経営事項審査を義務付け）
	制限付き一般競争入札の本格導入(対象2億円以上の工事)
	工事完成保証人制度の見直し（200万円未満から5000万円未満に引き上げ、履行保証保険（金銭保証）の加入を義務付ける）
最低制限価格制度の見直し（制度開始当初よりの最低制限価格制度を廃止し、低入札価格調査制度を導入）	
平成9年度	工事完成保証人制度の廃止
	履行保証証券による履行保証制度の導入
	財務規則等及び建設工事請負契約書の改正
平成10年度	業務委託契約書の改正
	物品売買契約書等の改正
平成11年度	予定価格の事後公表
	工事希望型指名競争入札の本格導入(平成5年度から試行していた意向確認型指名競争入札の本格導入)
	現場説明会の省略を試行（従来型指名競争入札における現場説明会の省略について一部試行）
	前金払支払限度額の改正（3割から4割へ）
	発注予定工事情報の公表（選定委員会案件を対象）
平成13年度	発注予定工事情報（250万円以上）の公表
	入札経過及び結果の公表（入札後）
	コリンズによる業者情報の取得(工事实績, 技術者等)

柏市入札・契約制度の改正状況

年度	改善内容
平成14年度	現場説明会の全面廃止(工事に限定)
	ホームページでの入札結果公表範囲の拡大(1000万円以上の工事)
	等級別発注基準の変更(ランク別発注金額の上限下限の緩和)
	指名業者数の拡大
	コリンズ登録対象工事の拡大(500万円以上の工事)
	建設業退職金共済制度の証紙貼付実績報告書の提出
	予定価格の事前公表(一部試行)
平成15年度	公募型指名競争入札の実施(工事5000万円以上)・郵便入札・予定価格事前公表による簡易登録制度の導入
	契約約款に談合等による損害賠償請求の予約条項を追加
	国の遅延利息改正により延滞利息が8.26から3.6%に変更し、工事約款内の当該部分を改正
	郵便入札・予定価格事前公表による指名競争入札の実施(委託)
	公募型指名競争入札の拡大(工事1000万円以上の一部)・郵便・予定価格事前公表による電子入札システムの実設計委託契約締結(コアシステムを採用)
平成16年度	制限付き一般競争入札の拡大(工事1000万円以上の入札)郵便・予定価格事前公表による契約課ホームページを立ち上げ入札・契約情報の公開を実施
	電子業者登録システムを立ち上げ、登録業者にユーザーID・パスワードを配付
	電子入札システムを立ち上げ、電子入札を試行実施(3件土木・建築)
	個人情報保護条例の施行に伴う個人情報保護条項の新設
	指名停止要領の改正(談合等による指名停止期間の厳格化)
平成17年度	電子入札システムの対象を拡大(H18年より工事130万円以上に拡大)
	電子入札システム事前審査型に加えてH18年より事後審査型も採用
	H18年より業務委託で電子入札システムを試行実施
	電子業者登録システムの採用により毎月の登録受付等を実施
	長期継続契約条例の施行(2月1日)
	独占禁止法の改正に伴い、談合等の違約金条項の改正(課徴金減免の際も違約金を徴収)
平成18年度	業務委託で電子入札システムの対象を段階的拡大
	低入札調査の段階的な厳格化(履行保証・違約金の引上げ(2割)・前払金の引下げ(2割)他)他の入札参加業者を下請とすることの原則禁止
平成19年度	H20年度年間契約案件より業務委託で電子入札システムの対象を段階的拡大
	工事成績を活用した入札参加条件(65点未満入札参加の制限・75点以上対象案件拡大)電子入札システム事後審査型をダイレクト型に変更

柏市入札・契約制度の改正状況

年度	改善内容
平成20年度	工事の一部の案件（市内・1000万円以上）に総合評価方式を導入
	最低制限価格制度を導入（1000万円未満の工事）
	入札ボンド制度を導入（10億円以上の工事）
	履行保証の割合を1割から2割に引き上げ（10億円以上の工事）
	工事請負契約について単品スライド条項の運用基準を制定
	委託の一部の業種に低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を導入
	物品の一部の業種に電子入札制度を導入
平成21年度	制限付き一般競争入札の一部に予定価格の事後公表を導入
	工事の最低制限価格制度の対象案件を2千万円未満に拡大（低入札価格調査制度の対象は2千万円以上に変更）
	工事の低入札価格調査制度に失格基準額を新設
	委託の低入札価格を廃止し最低制限価格に一本化（最低制限価格対象案件は50万円以上）
平成22年度	工事の最低制限価格、低入札価格調査基準額に公契連21年度モデルを採用
	委託の最低制限価格の一部を引き上げ（測量・建築コンサルタント案件は60％、建設総合管理業務・建物清掃業務・人的警備業務・給食調理業務は85％で実施）
	委託の実績について民間実績を可とする対象案件を拡大
	委託の案件で価格競争よりも入札や契約履行の安全性を重視すべき案件について指名競争入札で実施
	委託の制限付き一般競争入札で付加する地域要件について、支店の入札参加資格を市内に限定
	入札参加資格登録（業者登録）の新規申請、住所変更については事業所の写真等の添付を求める
	工事成績による入札参加制限の見直し（工事成績60点未満、低入札での落札案件65点未満 6ヶ月→3ヶ月、工事成績が60点以上65点未満 3ヶ月→2ヶ月）
工事の失格基準額を引き上げ（現場管理費60％→70％）	
平成23年度	工事の最低制限価格制度の対象案件を5億円未満に変更（低入札価格調査制度の対象は5億円以上に変更）
	設計金額40万円以上賃貸借契約を契約課にて入札を実施
	担当課において起案で処理していた案件についても原則契約事務執行システムへ入力
	契約事務の手引き、柏市随意契約ガイドライン、プロポーザルガイドライン、柏市随意契約見積心得を作成
	総合評価落札方式の評価項目に柏市建設関連防災ネットワークへの加入、建設業労働災害防止協会への加入を追加
	契約約款において「甲」「乙」を「発注者」「受注者」へ変更。現場代理人の工事現場における常駐を要しないことをすることができる規定を新設。発注者が契約を解除できる場合として、受注者の役員等が暴力団員である場合等を追加。
	委託の給食調理、建物清掃等の一部で意向確認型指名競争入札を実施
	除染工事において地域維持型建設共同企業体を試行導入し、単価契約で制限付き一般競争入札を実施
	管理職を対象にコンプライアンス研修を開催（講師は公正取引委員会に依頼）

柏市入札・契約制度の改正状況

年度	改善内容
平成24年度	工事の最低制限価格，低入札価格調査基準額に公契連23年度モデルを採用
	委託の最低制限価格の算出方法の改正
	試行導入していた除染工事における地域維持型建設共同企業体を再編し，総価契約で制限付き一般競争入札を実施
	低入札価格調査を経た落札決定業者の提出書類に誓約書(不当なしわ寄せ防止)を追加し，その誓約書に基づき，元請負人及び下請負人への調査を実施
	発注担当職員を対象にコンプライアンス研修を開催（講師は公正取引委員会に依頼）
	中間前金払制度導入
	業者登録時及び入札時の添付書類に暴力団排除に関する誓約書を追加
	工事・委託業務の受託者に対する適切な労働環境の確保に関する文書の配付
	指名業者選定基準の改正
担当課扱いの見積り合わせ結果のホームページ公表	
平成25年度	工事の最低制限価格，低入札価格調査基準額に公契連25年度モデルを採用
	工事における現場代理人の兼任を可とする「柏市建設工事の現場代理人の兼任に関する取扱要領」を制定施行
	建設工事における入札保証に関する説明事項を一部改正（＝入札ボンドの採用）
	特別職及び幹部職員を対象にコンプライアンス研修を開催（講師は公正取引委員会に依頼）
	委託における下請け規定の見直し(相指名廃止)
	ちば電子調達システム対応の入札参加資格審査受付開始
	工事の最低制限価格制度の対象案件を2億円未満に変更（低入札価格調査制度の対象は2億円以上に変更）
	一者随意契約理由書の様式を改正し，理由書の公表を可能とするように契約事務執行システムを改修
	工事案件に余裕期間を採用
	工事案件における発注の平準化を実施
車両用燃料の給油カード購入対応拡大（新規給油カード導入）	